令和４年度第１回南アルプス市
権利擁護・成年後見制度利用促進協議会

令和４年７月２１日（木）午前１０時
南アルプス市役所　新館地階　第１会議室

次　　第

１　開　　会

２　委嘱状交付

３　挨　　拶

４　職員紹介

５　議　　事
（１）令和３年度権利擁護センター事業報告について

（２）令和４年度権利擁護センター事業予定について

（３）その他

６　そ の 他

７　閉　　会

南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会委員名簿

No	区分	氏名	所属等
1	１号委員	**花輪　仁士**	弁護士 （花輪法律事務所）
2		**杉本　　修**	司法書士 （司法書士杉本事務所）
3		**宮沢　秀一**	社会福祉士 （福祉後見事務所ほたり）
4	２号委員	**高山　理恵**	主任介護支援専門員 （共立在宅ケアセンター巨摩）
5		**塩澤　一夫**	相談支援専門員 （ＮＰＯ法人清水館　ことのは）
6		**今村　幸治**	民生委員児童委員 （南アルプス市民生委員児童委員協議会会長）
7	３号委員	**田中　一明**	市民後見人

＊委員区分：南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会条例第３条第２項
（１）学識経験を有する者
（２）保健・医療・福祉関係団体を代表する者
（３）前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

＊任期：令和３年５月１９日～令和５年３月３１日

○南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会条例

令和３年３月２３日
条例第４号

（設置）

第１条　成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号）第１４条第２項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議するとともに、地域の連携を構築し、もって認知症、知的障害その他の精神上の障害がある者を地域で支え合うため、南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（１）　成年後見制度の利用の促進に関すること。

（２）　認知症、知的障害その他の精神上の障害がある者の権利擁護に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、委員１０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　保健・医療・福祉関係団体を代表する者

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第７条　会長は、特に必要がある認めるときは、専門的事項を調査、研究させるため、協議会に専門部会を置くことができる。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（招集の特例）

２　この条例による最初の会議及び任期満了後における最初の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

○南アルプス市権利擁護センター要綱

令和３年３月１８日
告示第４２号

（設置）

第１条　この告示は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない者が権利を侵害されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的とし、関係機関と連携して権利擁護の取組を一層推進するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号）に基づく成年後見制度利用促進計画に位置付けられた中核機関として、南アルプス市権利擁護センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

（１）　名称　南アルプス市権利擁護センター

（２）　位置　南アルプス市小笠原３７６番地

（事業）

第３条　センターの事業は、次に掲げるとおりとする。

（１）　権利擁護に関する相談及び支援

（２）　成年後見制度に関する相談及び支援

（３）　市民後見人の養成及び活動支援

（４）　権利擁護に関する普及啓発

（５）　南アルプス市権利擁護・成年後見利用促進協議会に関すること。

（６）　その他権利擁護に関すること。

（委託）

第４条　市長は、前条に規定するセンターが実施する事業に関し、適切にその事業を行うことができると認める事業者に、事業の全部又は一部を委託することができる。

（支援調整会議）

第５条　センターは、第３条に規定するセンターが実施する事業に関し、困難事例等が生じた場合は、第７条の規定による連携する課により支援調整会議を開くことができる。

２　市長は、前項の支援調整会議において、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（秘密の保持）

第６条　センターの行う事業に従事した者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（運営体制）

第７条　センターの管理及び運営は、介護福祉課、障がい福祉課及び福祉総合相談課が連携して行う。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

令和３年度権利擁護センター事業報告について

１．南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会

令和３年５月１９日（水）　市役所　新館地階　第１会議室

議事：・第１期南アルプス市成年後見利用促進基本計画について
・令和３年度権利擁護センター事業予定について
・その他（成年後見制度利用支援事業に関する意見交換等）

２．中核機関の設置および運営について

（１）支援調整会議

７回開催　検討ケース１９件

花輪委員・杉本委員・宮沢委員、支援関係者、事務局

①申立ての妥当性の確認　②申立てのあり方の検討

③求められる後見事務の想定と適切な成年後見人等の検討

第１回	４月30日(金)	検討ケース１件
第２回	５月19日(水)	検討ケース１件
第３回	８月２日(月)	検討ケース５件
第４回	９月28日(火)	検討ケース２件
第５回	11月25日(木)	検討ケース４件
第６回	１月13日(木)	検討ケース２件
第７回	２月18日(金)	検討ケース４件

（２）事務担当者会議

９回開催

介護福祉課：千野、河野　　障がい福祉課：小林、宮川

福祉総合相談課：清水、中島

第１回	４月７日(水)	・事業計画　・第１回協議会に係る協議 ・個別案件　・その他
第２回	５月７日(金)	・事業計画の進捗確認　・協議会に係る協議 ・その他
第３回	６月３日(水)	・第１回協議会の振り返り ・研修に係る協議　・次年度以降のあり方
第４回	７月12日(月)	・保健福祉部内研修振り返り　・研修打合せ
第５回	９月24日(金)	・ケース共有　・各研修開催に係る進捗確認 ・広報、周知に関して
第６回	11月８日(月)	・市民向け研修の振り返り ・虐待防止、権利擁護研修の進捗確認

第７回	12月13日(月)	・後見申立ての傾向分析 ・市民後見人養成に関すること等
第８回	２月１日(火) ※書面開催	・後見等申立ての状況 ・第２回協議会について
第９回	３月10日(木)	・年度の振り返り　・次年度に向けての協議等

３．成年後見制度の普及啓発の推進

（１）研修会・講演会

〇福祉のまちづくり職員研修会

令和３年６月２８日（月）13時30分～15時　　於地域防災交流センター
講師：田村　正人　氏（健康科学大学講師・山梨県社会福祉士会会長）
対象：庁内セーフティネット連絡会議構成員および採用４年目職員
出席：１８名

〇保健福祉部内職員研修

令和３年６月２８日（月）15時30分～17時　　於地域防災交流センター
講師：田村　正人　氏（健康科学大学講師・山梨県社会福祉士会会長）
対象：保健福祉部職員
出席：２２名

〇専門職向け権利擁護・成年後見制度研修会

令和３年１０月１２日（火）13時30分～15時　※オンライン開催
講師：千野　慎一郎（南アルプス市地域包括支援センター）
対象：市内の居宅介護支援及び障害者相談支援等従事者

〇市民向け成年後見制度研修会

令和３年１０月１４日（木）13時30分～15時30分
　　１０月２１日（木）18時30分～20時30分　於若草生涯学習センター
講師：杉本　修　氏（リーガルサポート山梨　支部長）
トークセッション：市民後見人や専門職後見人の活動紹介
（登壇者）杉本　　修　氏（リーガルサポート山梨　支部長）
　　今村　幸治　氏（南アルプス市民生委員児童委員協議会　会長）
　　小林　由紀　氏（南アルプス市成年後見センター）
　　田中　一明　氏（市民後見人）
対象：市民
出席：３４名

〇市内事業所向け虐待防止・権利擁護研修会　※オンライン開催

①令和４年２月　３日（木）13時30分～16時
②　　２月１０日（木）13時30分～16時
③　　２月２１日（月）13時30分～16時
講師：①　土井　正志　氏（日本社会福祉士会権利擁護推進あり方検討委員会委員）
　　②③田村　正人　氏（山梨県社会福祉士会会長／健康科学大学講師）

対象：①市内の福祉・介護施設の長およびサービス事業所管理者
②市内の福祉・介護施設およびサービス事業所の現場職員
③介護支援専門員、相談支援専門員、在宅の福祉・介護サービス事業所職員
出席：①４０名　②２８名　③３０名

〇市民向け権利擁護・差別解消講演会

令和４年３月２６日（土）　※コロナ禍の影響に配慮し延期

（２）紙面等による広報

〇広報南アルプス市（令和３年６月号）
・成年後見制度に係る周知
〇市ホームページ（令和３年１０月掲載）
・南アルプス市権利擁護センター、成年後見制度利用促進基本計画に係る周知。
〇地域包括支援センターじょうほう「サポート」（令和４年３月２８日新聞折込）
・成年後見制度利用促進に係る権利擁護センター及び機能に係る周知
〇成年後見制度パンフレット（令和４年３月作成）
・Ａ４版４ページ。市民向けに作成。相談機関の窓口等に配布

４．市民後見人の養成・支援

〇南アルプス市市民後見人養成推進事業業務委託
委託先：社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会
①市民後見人養成研修～基礎研修Ⅰ・Ⅱ
対象者：市民および市内で市民後見人活動が可能な方（申込者１５名、修了者９名）
実施日：11/19(金)　11/26(金)　12/3(金)　12/10(金)　12/17(金)
内　容：講義他
②市民後見人養成講座～実践研修
対象者：前年度基礎研修Ⅰ・Ⅱ受講者（１６名）
実施日：9/24(金)
内　容：講義（成年後見の実務)、実習（通年にて生活支援員活動に従事)
③フォローアップ研修
対象者：市民後見人、市民後見人候補者、養成研修修了者
実施日：7/30(金)　3/25(金)

５．成年後見制度の利用に関する助成制度

〇南アルプス市成年後見制度利用支援事業
令和３年度実績　高齢者：申請７件　助成決定６件（1,167,949円）
障害者：申請１件　助成決定１件（　235,463円）
※市長申立件数　高齢者：８件（後見５、保佐２、補助１）
障害者：０件

ご存知ですか 成年後見制度

成年後見制度とは

「自分が認知症になってしまったら」「障がいのある子どもが将来ひとりになってしまったら」など、自分や大切な家族の将来や生活を不安に思うことはありませんか。

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどにより判断能力が不十分な方が不利益を被ってしまったり、人としての尊厳が損なわれたりしないように、成年後見人等を選ぶことで、その方を支援する制度です。成年後見人等は、本人の心身の状態や考えを尊重し、不動産や預貯金等の財産管理や医療・介護・福祉等のサービスの利用契約などの身上保護を行います。

本制度は、利用目的に応じて、次の「任意後見」「法定後見」の2つの制度が用意されています。

任意後見

自分のことを自分で決められるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて支援してもらう内容を事前に決めておきます。自ら選んだ任意後見人に、自分の生活、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書によって結んでおくものです。

法定後見

例えば、認知症などの病気によって自分の財産管理ができなくなった時などいざ困った時に利用する制度です。

親族等の申立権者が家庭裁判所に申し立てることで支援が開始されます。

南アルプス市の利用状況

本市の成年後見制度の利用者数は、平成30年は149人、令和元年は162人、令和2年は155人となっています。

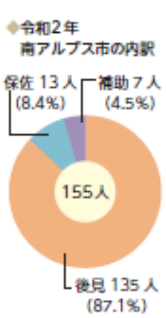

成年後見人に選ばれる人について

後見人等は、家庭裁判所が選任します。本人の現在の生活状況や事情を考慮し、配偶者や子などの親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職など、本人の権利を擁護するのにふさわしい人を選任します。

現在、市内の利用者の後見人等は親族、弁護士、司法書士が多く選任されています。

本市では、市民後見人の養成を行っており、まだ数は少ないですが、市民後見人が誕生し、活動が開始されています。

こんな 不安がある人は 成年後見制度 を考えてみましょう。

ひとり暮らしのため 将来のことが不安

自分の死後の子どもの 財産管理が心配

最近物忘れが増えてきて 難しい契約が不安

相談機関をご活用ください。

市では、令和３年４月に「権利擁護センター」を設置し、権利擁護に関する相談を受け付けています。
また、皆さんが「成年後見制度」を利用しやすくなるようサポートをしています。まずはお気軽にご相談ください。

成年後見制度に関する相談・問い合わせ先

○おおむね65歳以上の人
市地域包括支援センター（介護福祉課内）　☎055(282)7339
○障がいのある人
障がい福祉課　☎055(282)6197

成年後見等の申立て先

甲府家庭裁判所　☎055(213)2520

市ホームページ掲載内容

南アルプス市権利擁護センター

南アルプス市権利擁護センター

市では、成年後見制度・権利擁護等に関する市民のご相談に応じる機関として「南アルプス市権利擁護センター」を設置しています。
成年後見制度に関する疑問や、自身や家族の今後についてなど幅広くご相談ください。

成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害等によって判断能力が不十分な方が不利益を被ってしまったり、人としての尊厳が損なわれたりしないように、支援する人（成年後見人等）を家庭裁判所が選任する制度です。
選任された成年後見人等は、ご本人の思いを大切にしながら、生活や療養に関すること（身上保護）や財産管理について支援を行います。

制度の内容については、こちらのパンフレットをご覧ください。
・成年後見制度を知っていますか？南アルプス市版.pdf

権利擁護センターの支援内容

・成年後見制度、権利擁護等に関する相談
・成年後見制度、権利擁護等に関する啓発・研修会開催
・家庭裁判所への後見開始申立の支援
・専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士など）の第三者後見人候補者の紹介
・後見人等への相談・支援
・市民後見人の育成・活動支援など

相談受付

・曜日：月～金曜日（祝日除く）
・時間：午前８時３０分～午後５時１５分

研修のご案内

（現在掲載している研修のご案内はありません。）

成年後見制度利用支援事業

経済的な理由で成年後見制度の利用ができないといったことがないよう、制度の利用に関する費用（申立費用又は後見人等報酬）を助成する市の事業です。

詳しくは、「成年後見制度利用支援事業」のページをご覧ください。

お問合せ先

介護福祉課
〒４００－０３９５山梨県南アルプス市小笠原３７６
電話番号：０５５－２８２－７３４７
FAX 番号：０５５－２８２－６１８９

成年後見制度利用促進基本計画

南アルプス市では、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号）第１４条第１項に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（市町村計画）を定めています。

「第１期南アルプス市成年後見制度利用促進基本計画」（令和３～５年度）は、「南アルプス市高齢者いきいきプラン」（第７期高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画）と一体の計画として令和３年３月に策定しました。（同計画７３～８４ページ）

南アルプス市権利擁護センターは、同計画に基づく「中核機関」として、「南アルプス市権利擁護センター要綱」（令和３年告示第４２号）に基づき設置し、介護福祉課・障がい福祉課・福祉総合相談課の３課で管理及び運営しています。

計画の内容は「南アルプス市高齢者いきいきプラン」のページをご覧ください。

南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会

同計画に基づく地域連携ネットワークとして、法律・福祉の専門職団体や関係機関による「南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会」を設置しています。

成年後見制度に関する専門的な相談や、家庭裁判所との連絡調整に適切に対応しながら、権利擁護の質を向上し、地域におけるチーム支援を実現していきます。

詳しくは、「南アルプス市権利擁護・成年後見制度利用促進協議会」のページをご覧ください。

令和４年度権利擁護センター事業予定について

（ア）専門職団体、関係機関等が連携協力する「権利擁護・成年後見制度利用促進協議会」の構築

・令和４年７月２１日　第１回協議会開催（本日）

・令和４年度後半　　第２回協議会開催予定

（イ）中核機関の設置及び運営

・相談窓口の体制整備（担当者会議開催、月１回程度）

・権利擁護センター職員研修（時期未定）

・相談窓口周知（住民・関係機関）→（エ）制度普及啓発と併せて実施

（ウ）本人中心を徹底する「チーム」の形成

・支援調整会議　２か月に１回程度

（後見人を含むチームによる個別支援の強化、意思決定支援と身上保護の重視、適切な後見人等候補者調整、家庭裁判所への推薦）

・家事関係機関連絡協議会等参加（時期未定）　※広域連携の取り組み

・サービス担当者会議、地域ケア会議における権利擁護ニーズの抽出

・法人後見事業との連携（成年後見センター等と連携）

・虐待防止・権利擁護研修（相談支援従事者・サービス提供事業者）

（虐待の早期発見、相談窓口の周知・啓発、虐待対応力の強化）

（エ）成年後見制度の普及啓発の促進

≪住民向けの制度普及啓発、権利擁護支援の広報≫

（支援が必要な方の早期発見・支援に向けて）

・リーフレット配布、市ホームページ掲載（通年）

・市民向け権利擁護・差別解消講演会（９月）

・市民後見人養成講座（秋頃）

・市広報への掲載（１２月）

≪福祉・医療・行政関係機関への普及啓発≫

・部内職員研修及び庁内職員研修（７月）

・相談支援従事者研修（基礎編・応用編）

（オ）市民後見人の養成・支援

・市民後見人養成等推進事業（南アルプス市社会福祉協議会に委託）

・市民後見人養成講座（秋頃）及びフォローアップ研修（通年）

（カ）成年後見制度の利用に関する助成制度

・「成年後見制度利用支援事業」→成年後見人等への費用負担支援

・県内市町村の事業実施要綱等に関する調査（助成要件の比較）実施

★成年後見制度の普及啓発と制度を身近に感じさせる取り組みの推進

★権利擁護支援体制の構築

★利用者が制度のメリットを実感できる制度利用

施策	項目	目的			R3	R4
		普及啓発	体制整備	利用促進		
地域連携ネットワークと中核機関	権利擁護・成年後見制度利用促進協議会		●		5/19第1回協議会開催 2/18第2回協議会（中止）	7/21第1回協議会開催 2月頃　第2回協議会開催
	権利擁護センター担当者会議		●		9回開催（4/7、5/7、6/3、7/12、9/24、11/8、12/13、2/1書面、3/10）	概ね月1回（4/4、4/21、6/16、7/14）
	成年後見センターとの連携		●		定例ミーティング（月1回）	定例ミーティング（月1回）
	家事関係機関連絡協議会		●		11/15開催、1名出席	秋頃開催
	権利擁護センター職員研修		●		6/23「国の体制整備促進研修伝達」講師：成年後見センター	意思決定支援について（時期未定）
権利擁護支援体制の構築	相談支援従事者向け研修	●			10/12専門職向け権利擁護・成年後見制度研修会、講師：市職員	基礎編・応用編にわけて開催
	事業者等向け虐待防止・権利擁護研修会	●			2/3施設従事者による虐待防止（管理者向け）、2/10同（従事者向け）、2/22養護者による虐待防止　講師：社会福祉士 土居正志氏（2/3）・田村正人氏（2/10,22）	年度後半
	市民後見人養成講座（基礎編）	●	●		※社協委託事業　11月19日～12月17日（5回）、15名受講、9名修了	※社協委託事業
	市民後見人養成講座（実践編）		●	●	※社協委託事業　9月24日、16名受講、講師：司法書士 杉本修氏　ほかフォローアップ研修通年実施	※社協委託事業 フォローアップ研修は通年
	意思決定支援ミーティング		●	●	-	意思決定支援ガイドラインに関する研修
成年後見制度の利用促進	相談窓口の周知	●		●	3/28地域包括支援センター情報誌「サポート」新聞折込	権利擁護センター周知用リーフレット作成
	受任調整（支援調整会議）		●	●	7回開催（4/30、5/19、8/2、9/28、11/25、1/13、2/18）、検討ケース19件	5/24（4件）
	成年後見制度利用支援事業			●	高齢者　申請7件、助成決定6件（1,167,949円）、障害者　申請1件、助成決定1件（　235,463円）	高齢者　申請2件 障害者　申請　件
	市長申立			●	高齢者　8件（後見5、保佐2、補助1）	高齢者　準備中4件
成年後見制度や中核機関の周知啓発	市広報掲載	●		●	2021年6月号「ご存知ですか？成年後見制度」2ページ掲載	2022年12月号（障害者週間）にあわせて掲載
	市ホームページ掲載	●		●	第1期計画・協議会・権利擁護センター・利用支援事業の情報掲載（9月）	協議会開催のお知らせ、議事録・資料の掲載（開催前後）
	パンフレット作成・配布	●		●	パンフレット「その人らしい暮らしを支える成年後見制度」2,000部印刷（3月末）	前年度パンフレットの配布（各種研修、新任民生委員、ケアマネ・計画相談）
	市民向け研修会	●			10/14・21講師：協議会委員（杉本修氏、今村幸治氏、田中一明氏）	市民後見人養成講座に先立って開催 成年後見センターと連携して実施
		●			3/26「権利擁護・差別解消講演会」講師：又村あおい氏→延期	9/16（金）「権利擁護・差別解消講演会」講師：又村あおい氏（R3延期分）
	部内職員研修	●	●		6/28開催、講師：健康科学大学・田村正人氏	7/22（金）講師：健康科学大学・田村正人氏
	庁内職員研修	●	●		6/28「福祉のまちづくり職員研修会」対象：庁内セーフティネット連絡会議メンバー・採用4年目職員、講師：健康科学大学・田村正人氏	7/22（金）講師：健康科学大学・田村正人氏 「福祉のまちづくり職員研修会」対象：庁内セーフティネット連絡会議メンバー・採用4年目職員

成年後見制度相談の流れ

一次相談事業所等

○一次相談事業所
① 成年後見センター
② 地域包括支援センター
③ 障害者相談支援センター

○一次相談事業所の役割
地域住民、福祉関係者等からの権利擁護に関する相談に対応し、権利擁護のニーズを受け止め整理する。。
① 相談ケースの制度利用の必要性についての判断
② 制度利用に関する相談対応
③ 必要に応じてケース会議への参加

権利擁護センタ

○二次相談事業所
制度利用の必要性のあるケースに対し、一次相談事業所と連携し、支援方法や制度利用の相談に対応する。必要に応じてケース会議を開催する。
・申立て手続き支援
・候補者不存在
・申立人不存在
・親族後見人や市民後見人からの相談

○虐待等困難ケースの相談
・制度の必要性について
・チーム支援方法について

福祉関係者への本人情報シートの作成依頼

医師の診断書作成依頼＋本人情報シートの提出

医師の診断書と本人情報シートは申立人へ

親族申立

親族後見人

申立人である親族に対し、申立て書類の書き方の支援を行う。書類が完成した後、親族に申立てを行ってもらう。

地域ケア個別会議等

制度利用必要

市長申立

親族申立

候補者不在

支援調整会議の開催

【開催】
必要に応じて開催
【メンバー】
・弁護士会
・リーガルサポート
・社会福祉士会
・権利擁護センター
・支援関係者

【審議内容】
制度利用の必要性の検討。適切な候補者、後見業務内容の明確化。

候補者決定

申立人である親族若しくは市長が、申立て書類の後見人等候補者欄に、支援調整会議にて推薦された成年後見人等候補者の使命等を記入し、家庭裁判所へ申立てを行う。

家庭裁判所へ成年後見制度の申立て

家庭裁判所の審判決定

【支援調整会議の流れ】
① 支援調整会議で推薦団体等を決定
② 推薦団体で候補者を決定
③ 候補者を権利擁護センターに連絡

権利擁護・成年後見制度利用促進協議会

【メンバー】
・弁護士会
・リーガルサポート
・社会福祉士会
・介護支援専門員
・計画相談員
・民生委員
・市民後見人

事務局
権利擁護センター
協力者
地域包括支援センター
障害者相談支援センター
オブザーバー
家庭裁判所
山梨県

必要に応じて地域ケア個別会議への参加
専門的支援
チームへの専門的助言

地域ケア個別支援会議等の参加者は、相談内容に関する必要な情報を持ち寄る。
＊本人情報シートの活用もあり。

他支援、他制度利用

支援調整会議の役割と留意事項について

中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護（以下の４つの機能）を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【４つの機能】①広報、②相談、③制度利用促進（受任者調整（マッチング）、担い手の育成・活動促進）、④後見人支援

その中で主に②と③と④の機能を確保し、権利擁護支援の方針及び本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断を行う場として支援調整会議が位置づけられる。

留意事項は以下の通り。

① 成年後見制度の申立ての妥当性の確認
・本人にとって必要な支援は何か
・現在の支援体制で対応できない課題は何か
・申立てが必要なケースか
・申立て以前に、早急に必要な支援や情報収集はないか

② 申立てのあり方の検討
・誰が申立てを行うのか
・本人や親族が申立人となる場合、どの機関が申立ての支援を行うのか

③ 求められる後見事務の想定と適切な成年後見人等の検討
・予想される後見事務は何か
・本人に必要な支援を提供するために必要な権限（代理権、同意見、取消権）は何か
そのことに対して本人は同意をしているか。同意がない場合は、権限を付与する必要性の根拠はあるか。
・本人にとって望ましい候補者の要件は何か
・どのような成年後見人等の選択肢があるか（複数後見など）

④ 本人のマッチング
・本人と候補者の顔合わせはどうするか
・本人との相性の確認等はどのように判断するか

成年後見制度利用支援事業の対象者の要件に関する調査（1）

令和4年7月／南アルプス市介護福祉課

自治体名	居住要件																
	居住要件の対象			居住者		非居住者					首長が認める者	その他	※除外				
	申立費用助成	報酬助成	その他	居住	住所又は住基	介護被保険者	障害支給決定	生活保護	老人措置	その他			市外介護被保険者	市外障害支給決定	市外生活保護	市外老人措置	その他
南アルプス市	○	○			○					本市の措置若しくは給付決定による市外施設利用者							本市以外の措置又は給付決定による施設利用者
甲府市	○	○		○	○	○	○	○	○			市長が認める者を一部含む（市長申立対象者の申立費用）	○	○	○	○	
富士吉田市	○	○		○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	
都留市	○	○		○		○				措置者、保護および援護の実施機関に市がなっている者			○				措置者、保護および援護の実施機関が他の市区町村の者
山梨市	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
大月市	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
韮崎市	※	○		○	○	○	○	○	○			申立費用助成は市長申立対象者（市内居住又は認める者）	○	○	○	○	
北杜市		○		○	○	○	○	○		市が入所措置の措置権者であるもの							
甲斐市	○	○			○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
笛吹市			規定なし														
上野原市	○	○		○	○					市外で入所した住所地特例適用者で本市の被保険者							市内で入所した住所地特例適用者で他市町村の被保険者
甲州市			市長申立の住所要件のみ		○					※市外で入所・入院した者で、転出先の援護状況を勘案し特に必要な者							
中央市	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
市川三郷町			規定なし														
早川町			町長申立の住所要件のみ	○	○							町長申立ての対象者のみ					
身延町			町長申立の住所要件のみ	○	○							町長申立ての対象者のみ					
南部町		○		○	○												
富士川町			規定なし														
昭和町	○	○		○	○							町長申立ての対象者のみ					
道志村	○	○		○						村外に入所・入居し保険者・措置者が道志村の者							村内に入所・入居し保険者・措置者が道志村以外の者
西桂町			規定なし														
忍野村		○		○	○												
山中湖村	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	○	
鳴沢村	○	○		○	○					村外で入所した住所地特例適用者で本村の被保険者							村内で入所した住所地特例適用者で他市町村の被保険者
富士河口湖町			町長申立の住所要件のみ		○												
小菅村	○	○			○					村が援護する者（住所地特例者）							
丹波山村	○	○			○					村外で入所した住所地特例適用者で本村の被保険者							

成年後見制度利用支援事業の対象者の要件に関する調査（2）

令和4年7月／南アルプス市介護福祉課

自治体名	報酬助成の対象要件							
	収入・資産等に関する規定							後見人等の要件に関する規定
	被保護者である	要保護者となる	利用困難となる	首長が認める場合	その他	収入額	資産	
南アルプス市				○	預貯金等から報酬額または審判請求費用を減じた額が30万円以下の者		30万円以下	親族でない第三者である後見人等（監督人含む）
甲府市	○	○	○	○				配偶者・直系血族・兄弟姉妹は対象外
富士吉田市	○	○	○	○				第三者で弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職に限る
都留市	○		○	○				配偶者・直系血族・兄弟姉妹は対象外
山梨市	○		○	○		150万円以下	30万円以下	
大月市	○	○	○	○				4親等以内の親族は対象外
韮崎市	○	○		○	中国残留邦人等支援給付受給者			
北杜市	○	○	○	（○）				
甲斐市	○	○	○		負担能力のある親族に扶養されていないこと			親族が選任されている者は対象としない
笛吹市	○			○				親族以外の第三者が選任された場合に限る
上野原市	○	○	○					
甲州市			○					4親等内の親族の場合は対象外
中央市	○	○	○	○				4親等内の親族以外であること
市川三郷町	○	○	○					民法第725条に規定する親族（6親等血族・配偶者・3親等姻族）は対象外
早川町	○		○	○	（生活保護を受けている者）に準ずる者			
身延町	○		○	○	（生活保護を受けている者）に準ずる者			
南部町	○	○	○					
富士川町	○	○	○					民法第725条に規定する親族（6親等血族・配偶者・3親等姻族）は対象外
昭和町			○					
道志村	○		○	○				配偶者・直系血族・兄弟姉妹は対象外
西桂町	○				被保護者に準じると認められる者			
忍野村	○	○	○					
山中湖村	○	○	○					
鳴沢村	○	○	○					
富士河口湖町	○			○	（生活保護を受けている者）に準ずる者			
小菅村	○			○	世帯全員が村民税非課税で、預貯金等の額が右記以下		単身世帯で350万円、世帯員1人ごとに100万円を加算した額以下	
丹波山村	○	○	○					

○南アルプス市成年後見制度利用支援事業要綱

令和３年３月２３日
告示第６０号

南アルプス市成年後見制度利用支援事業要綱（平成２２年南アルプス市告示第２１号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この告示は、成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者（この条において「要支援者」という。）にあって成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な者に対し、その費用の一部を助成することで成年後見制度の利用を支援し、もって要支援者が自立した日常生活を営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この告示おいて「施設」とは、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

（１）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）にいう保護施設

（２）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第３８条にいう指定障害者支援施設

（３）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第２０条にいう旧法指定施設

（４）　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）にいう老人福祉施設又は国立保養所

（５）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）にいう介護保険施設

（６）　医療法（昭和２３年法律第２０５号）にいう医療提供施設（介護給付の対象となる施設は除くものであって、３箇月を超えて入院した場合に限る。）

（７）　前各号の類似施設で市長が認める施設

（対象者）

第３条　南アルプス市成年後見制度利用支援事業（以下「事業」という。）の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる全てに該当するものとする。

（１）　市内に住所を有する者又は本市の措置若しくは給付決定等により市外の施設を利用している者

（２）　預貯金、現金及び有価証券、生命保険等の売却又は解約により得られる額（以下「預貯金等」という。）から家事事件手続法（平成２３年法律第５２号。以下「法」という。）に基づき家庭裁判所が決定した報酬額（以下

「家庭裁判所決定額」という。）又は家庭裁判所の審判の請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を減じて得た額が３０万円以下の者。ただし、第６条３項の規定による計算により助成金の額が零となる者は除く。

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件

２　前項の規定にかかわらず、本市以外の他の地方公共団体による措置又は給付決定等により施設を利用している者は、この事業の対象としない。

（対象となる費用）

第４条　事業の対象となる費用は、次のとおりとする。

（１）　審判請求費用

（２）　親族でない第三者である後見人、保佐人又は補助人（監督人が選任されている場合は監督人（未成年後見人又は任意後見人を除く。）を含む。以下「後見人等」という。）に対する報酬（以下単に「報酬」という。）

（助成金の適用）

第５条　前条第１号の費用は、申立て時に適用する。

２　前条第２号の報酬は、家庭裁判所が法第３９条に基づく報酬付与の審判をしたときに適用する。

（助成額の上限等）

第６条　審判請求費用の助成額は、これに要する費用の相当額とする。

２　報酬に係る助成額は、次のとおりとする。

（１）　施設に入所している者　月額１万８，０００円

（２）　その他の者　月額２万８，０００円

３　前項の規定にかかわらず、対象者が有する預貯金等が３０万円を超える場合は、当該預貯金等の額から３０万円を減じて得た額と前項の規定により市長が決定する額から預貯金等の合計額の差額を限度額とする。

４　助成の対象となる期間に施設入所期間とその他の期間がある場合は、全日施設に入所している月は、その月の上限額を１万８，０００円とし、施設に入所していない日が１日以上ある月は、その月の上限額を２万８，０００円とし、これを合算して助成の対象となる期間の上限額を求めるものとする。医療法にいう医療提供施設に入院した場合は、入院の日から３箇月を経過した日の翌日から、施設入所として取り扱うものとする。

（市長の審判請求）

第７条　市長は、対象者の預貯金等に応じて法第２８条第２項の規定による費用負担を求めることができる。

（助成に係る申請）

第８条　審判請求費用又は報酬に係る助成を受けようとする者（次項において

「申請者」という。）は、成年後見制度利用支援事業助成申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、その結果を成年後見制度利用支援事業助成（決定・否決定）通知書（様式第２号）により申請者に通知する。

（助成金の請求）

第９条　前条の規定による決定通知書を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その請求をするときは、成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第３号）により市長に提出するものとする。

（審判請求費用及び報酬の助成）

第１０条　市長は、前条の助成をするときは、助成決定者の収入及び資産の状況を調査したうえで、審判請求費用及び報酬に係る助成をするものとする。

（後見人等の報告義務）

第１１条　この事業の助成を受けている者の後見人等は、助成決定者の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、資産状況等変更報告書（様式第４号）により速やかに市長に報告しなければならない。

（死亡後の報酬助成）

第１２条　助成決定者が死亡した後の報酬は、遺留資産で不足する金額に限り助成するものとする。

（返還）

第１３条　市長は、助成決定者が虚偽の申請その他不正な手段により助成の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第１４条　この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。